

田上孝一『はじめての動物倫理学』の書評

吉田聡宗

はじめに

田上孝一『はじめての動物倫理学』（集英社新書、2021 年）（以下、本書）を評する。著者の田上は、動物倫理学に関する論考を積極的に発表してきた倫理学者である。動物倫理に注目が集まるなかで、専門家がコンパクトかつ平明な文体で書いた本書は動物倫理を学ぼううえで必須の書籍となるだろう。

科学技術の進展により動物を道具として使わなくとも文明生活を維持できるようになった現代において、「現在の人類による動物利用は、不正だが仕方のない必要悪ではなく、単なる悪に成り下が」ったので、「現行の動物利用のあり方を批判し、動物を使わない文明とライフスタイルを、これからの人類は構築すべきだ」という問題意識の下、本書は「倫理学の理論書」として執筆された（6 頁）。本書は以下の 6 章から構成されている。

- 第 1 章 なぜ動物倫理なのか（11～40 頁）
- 第 2 章 動物倫理学とは何か（41～104 頁）
- 第 3 章 動物とどう付き合うべきか（105～175 頁）
- 第 4 章 人間中心主義を問い質す（177～199 頁）
- 第 5 章 環境倫理学の展開（201～223 頁）
- 第 6 章 マルクスの動物と環境観（225～245 頁）

構成からわかるように、動物倫理学という分野に関して倫理学の基礎知識、具体的な動物との向き合い方の構想、さらにはマルクスと動物倫理のかかわり、と多岐にわたる内容を本書は含んでいる。私は動物法を対象にしながら比較法学を専門に学んでいることから本書の書評を執筆することになったため、倫理学に関する本書を一步離れたとこ

ろから評することを先にお伝えしておきたい。第1節で要旨、第2節で本書の特徴、第3節で検討を述べる。要旨に関しては、第2節と第3節との関係でまとめるため、内容を詳しく知りたい方にはぜひとも本書を通読していただきたい。なお、要旨部分では田上の主張に関しては原則として主語を省く。また、本書から直接引用をする場合は（）で頁数を示し、傍点は原文ママとする。

第1節、要旨

〈第1章 なぜ動物倫理なのか〉

本章は、本書のテーマとなる動物倫理、動物倫理学の目的や背景について述べる。これまで常識とされてきた「常に人間が主体であり、動物は客体だ」という前提を批判し、動物を主体として扱うことを動物倫理学の目的に定める（14頁）。動物が主体であって権利をもちうることを、『動物の権利』論の問題設定であり、動物倫理学の最も重要な理論的問題」と設定する（16頁）。そのうえで、動物倫理を「伝統的な人間観を刷新する新しい知的探求である点では常識を問い質す挑戦的な知的試み」であり、かつ、「多様性を認め合える社会を構築しようとする現代の新たな常識の延長上に、社会正義実現の一翼を担おうとする試み」だと説く（20～21頁）。

倫理学という学問を、事実と価値を区別し、「広い意味での物事の本質のうち、特にその価値的な側面を解明しようとする哲学的営為」であり、「価値の中でも倫理的または道徳的な価値」である「善を探求する学問」とする（23頁）。そして、倫理と法は近いけれども、「倫理的な規範の中で強制的に守るべき部分を抽出して厳密に体系化し、法律としての成文化と社会での実効化を志向するのが法」であり、「倫理は必ずしも法律による成文化と強制的な施行を必要としないような選択的な規範を幅広く含みつつも、その中で特に実践すべき規範を明確化し、その合理的な理由を説明しようとする試み」だと述べる（25頁）。

ついで、現在主流となっている倫理理論である功利主義、義務論、徳倫理を概観する。ベンサムやミルを始祖とする功利主義は、行為の基準に人間が最も望む物事の実現に役

立つという功利性を据える。カントの考えを基礎にする義務論は、「行為の結果ではなくて動機や意図こそが重視される」のであり、「行為の前に行為すべきあり方を指し示す原則があり、そうした原則が行為者に対して義務として課される」とする（33 頁）。カントによれば、「人間の本質は自由であり、自由であるとは自分の行ないが他者によって支配されず、自分自身によって制御できることである」、他者の支配とは他人による直接的な支配のみならず、心の内面における意志の問題である（33 頁）。功利主義と義務論がともに行為に着目するのとは異なり、徳倫理は、「倫理学の原点」である「行為それ自体よりも行為者のあり方、行為者の全人的な気質」を重視する（37 頁）。

〈第 2 章 動物倫理学とは何か〉

本章は、動物倫理学という学問分野について述べる。動物科学の飛躍的な発展が動物と人間の連続性を証明したことと、20 世紀以降の人口爆発に対応するために動物利用が「人類にとって持続可能性を脅かすものへと転化」したことで、現代の動物倫理学は、「伝統的思想との連続性以上に断絶の面が大き」くなっていると指摘する（42～43 頁）。動物科学の知見が不十分だった時代に生きたデカルトやカントらが作り上げた近代西洋哲学での動物観に対して、それらが「動物は人間とは根本的に異なるという人間特殊論」を前提としていたことを批判する（56 頁）。しかし、ダーウィンに始まる進化論に基づく動物関連科学の発達により、人間と動物の生物的な連続性がわかり、「伝統的な人間特殊観が科学的事実と反すること」が明らかになった（56 頁）。また、言語や社会的な関係など人間のみが持つと考えられてきたものを、動物も持つことが明らかになってきた。人間と動物が「全く一緒」ではないけれども、「根本的なレベルにおいては、人間と動物に違いはなく、「人間もまた人間という動物だ」ということは「揺るぎない事実」とであると主張する（58～59 頁）。

哲学の歴史をみれば、理論と実践を一貫させたゴンペルツや、動物権利論を提唱したソルトのように、「人間と動物の本源的な親近性を訴えるオルタナティブな流れ」もあった（59 頁）。しかし、現代の動物倫理学の創始者となるのは功利主義者のシンガーで

ある。シンガーは、「苦しむことができるかどうかという論点を唯一の基準にして、倫理的行為の是非を判定」し、「動物を人間同様に苦しむことができる存在だと捉えた上で、通常人間に対してなされる配慮を動物の場合は行なわないのは種差別だとして、動物への人間同様の平等な配慮を説く学説」を展開した（80 頁）。種差別という概念に依拠している点で、シンガーはゴンペルツやソルトとは一線を画する。しかし、功利主義に基づくシンガーの議論には、苦痛を与えずに動物を用いることができるようになれば無制限な動物利用が可能になる、という根本的な問題があった。

シンガーの抱えた問題点を克服し、動物倫理学の中心的な課題となる動物の権利を基礎づけたのが、レーガンである。レーガンは、カントの論理構造を用いて動物にも人格性を認めて、動物それ自体が手段ではなく目的となる理論を展開する。こうして、「目的として尊重されるべき権利的存在」として動物を扱うことを要求する（87 頁）。レーガンは、「ただ自らの生を自ら自身の生として自覚できるような存在、自らに加えられた危害が他ならぬ自分自身に加えられているということが自認できるような存在」を、「生の主体」として、権利主体とした（88 頁）。レーガンは、人間と動物のどちらかを犠牲にしなければならないような状況においては、無条件に人間を優先させる。これは種差別批判を基礎に据える動物倫理学にとっては難問である。だが、動物に権利を認める場合には、人間と動物の間の「深刻な利害対立」がもはや起きないと田上は想定する（91 頁）。現代においては動物利用を停止したとしても、「人間の生死に直結したり、文明生活の存続を脅かしたりするような要素」がないからである（92 頁）。「動物を権利の主体とみる本来の『動物権利』論にもまた、権利存在同士の深刻な利害対立を調停する原理が見いだし難いという理論的難問」があることは認めるが、「日常的な動物との接点の場面では、現実的な困難はほとんど生じない」と想定する（93 頁）。カントの唱えた義務論を修正して動物を目的的存在と捉えて権利を認めるレーガンの理論を、田上は動物倫理学の基礎に据える。

ついで、徳倫理学における動物の扱いについて述べる。徳倫理学では、個別の事象ごとに、美德であるか悪徳であるかを判断する。徳倫理学の問題点として、「同一対象へ

の著しく異なった価値判断が導かれることがありうる点」を指摘する（100 頁）。例えば、徳倫理学内部には、狩猟を美德とみなす立場も、悪徳とみなす立場もある。だが、「道徳的行為者の精神的陶冶という面に適切に着目してきたという理論的メリットがある」として、「規範へのコミットメントをより一層やりがいのあるものにしてゆくという、有益な教育的効果」を徳倫理学に期待する（103～104 頁）。

〈第3章 動物とどう付き合うべきか〉

本章は、具体的に動物とどう付き合うかという実践の問題について述べる。不必要な苦痛を与えないようにしながらも動物を人間のための手段として用いるという立場（動物福祉的な考え）に対しては、「動物とかかわるための最低限の作法であり、まずはこうした動物福祉を実質的に前進させていくことは非常に重要」だと一定の評価は下しながらも、「根本的に不十分」だと批判する（107 頁）。動物倫理学は、人間が命を失いかねないという「やむをえない例外を除いて、動物の利用をなくすべきだという前提」を基に、「商業的な動物利用それ自体が間違っており、最終的な廃絶を目指してできる限り縮減されてゆくべきだと考える」からである（107 頁）。とはいえ、動物利用をいますぐに全廃するのは困難であるから、動物利用の廃絶という理念を掲げながら、現実的には「今ある動物利用のあり方をできる範囲で改善していくような問題提起と働きかけ」をすることも重要である（109 頁）。本書は、現代の日本の読者に向けて書かれている書籍であるために、現代の日本で実行可能なことがらを検討する。

動物利用の場面は数多くあるが、肉食を第 1 に検討する。というのも、人口が増加し、その需要に対応するために、食肉用に飼育される動物の数が膨大なものとなっているからである。現在主流となっている畜産の方式は、CAFO（concentrated animal feeding operation）と呼ばれる、「動物を一箇所の巨大な飼育場に集中させ、工場運営方式で管理」する方式である（113 頁）。この生産方式の問題として、動物に大きな苦痛を与えることを批判する。また、例えば牛の飼育過程では、メタンや二酸化炭素などの大量の温暖化ガスが発生することを指摘し、食肉のための動物飼育は環境問題の原因

となることも指摘する。さらに、動物を殺す際に効率が最優先されるために労働者の安全が軽視されていることなども批判する。そのため、個人の実践としては、動物性食品を摂取しないこと、もしくは摂取量を少しでも減らすことを提案する。この際に、現代の日本では動物性食品を一切摂取しないビーガンになることが難しいこと、個人によって実践の差があることを認める重要性を説く。これは、自らの考える理想社会の実現に向けて実行が非常に困難な条件を一般の人々に押し付けて失敗した、社会主義や共産主義に賛同した論者を反面教師としているからである。

第2に、動物実験を検討する。動物実験は世間一般的にも必要悪として認識されていると評する。「replacement（代替）、refinement（洗練）、reduction（削減）」を指す動物実験を行う前提となる3Rの考え方を、「動物実験は、可能な限り細胞実験やコンピュータのシミュレーションなどで代替し、行なう場合は動物の苦痛が少なくなるような方法にし、そしてなるべくその量を減らすべきだという考え方」と説明する（135頁）¹。動物実験擁護者が3Rを真に推進して動物実験を将来的に消失させることを目指しているのか、ということに疑問を呈したうえで、緊急避難としてやむを得ない状況があるかもしれないが、動物実験を廃絶するべきだと主張する。そもそも、動物と人間は異なる生物種であることから、動物実験の有効性自体にも疑問を提起する。個人ができる実践としては、動物実験反対運動に参加したり、食品や化粧品を中心に可能な限り動物実験をしていない製品を使用したりすることをあげる。

第3に、野生動物について述べる。野生動物が「本質的に人間による飼育・馴らしを受け入れない」点が家畜と異なるため、「干渉しない」ことが重要である（142～143頁）。そのため、動物園や水族館を廃止することも提唱する。狩猟については、かつては人間の生存のために必要だったけれども、現在では娯楽としてなされるために禁止すべきだとしている。もっとも、生命維持のためなど生活に必須であり、かつ、他に代替手段が

¹ なお、一般的に3Rという場合には優先順位から代替、削減、洗練の順番で説明することが多い。また、削減（Reduction）は、動物実験に用いる動物の数の削減を意味するのが通例である。

ないときは、「緊急避難的な状況」として狩猟を例外的に認容する（156 頁）。ある社会で狩猟が伝統として重んじられている場合でも、「人間側の伝統は動物にとってはどうでもいい」ことであるので、代替手段の確保や他の食糧調達手段への転換を求める（157 頁）。野生動物駆除については、「地域的な乱開発」のように野生動物が「害獣」となった経緯を考え、「改善可能なことはできる限りやるようにして、動物が人間の食料を奪わないような条件に戻す努力が必要」であり、それでも害獣が減らない場合は、電気柵を設置するなどして「原則として殺す駆除ではなくて、動物を近寄らせない駆除方法にするべき」だと述べる（158～159 頁）。「動物の大量殺害を日常とせざるをえない土地と生業を選んだのは避けることが可能な選択の結果であり、倫理的に擁護はできない」ため（160 頁）、動物を日常的に殺さなければ農業が成り立たない土地からは移動をすることを説く。

第 4 に、闘牛、サーカス、水族館のイルカショーや競馬など、エンターテインメントにおける動物使用を検討する。例えば、サーカスについては動物への苦痛や殺処分が伴うものであるため、サーカスの芸をもしやりたいのであれば「自らの意志でそうしたい人間のみがすべき」だと批判する（161 頁）。

第 5 に、飼い主が「その動物の生が尽きるまで共に歩む」ペット＝コンパニオン動物について検討する（165 頁）。コンパニオン動物の売買の禁止、飼育に当たっての審査をする免許制導入を提唱している。「コンパニオン動物は人間に愛される存在だが、その形式的な地位は奴隷と同じ」であるために、「解放の対象」となるかもしれない（167～168 頁）。しかし、一般的に野生下での寿命は人間の飼養下よりも短い。そのため、「コンパニオン動物の『幸せな隷属』を認めてその生を永続化させるか、原則に従って隷属それ自体を認めず絶滅に任せるかの究極的な選択となる」として、「この選択は開かれた問いとして未来世代に委ね」る（170 頁）。

第 6 に、「動物に対しても人間の恋人のように、肉体関係を伴う恋愛感情を抱く」動物性愛についても検討する（171 頁）。動物倫理学の観点からは、「虐待のない動物性愛は悪ではないが、逆にこれを広く一般化すべき善だともいえない」と評し、「肉体的で

はなく精神的に家族の一員としてつながり」、その動物が死ぬまでともに生活することを説く（174～175 頁）。

〈第4章 人間中心主義を問い質す〉

本章は、伝統的な世界観である人間中心主義に再考を迫る。「人間こそが世界の中心であり、この世界は人間を中心にできているのだ」という「人間中心主義」は、「神という威光を背景に、しかし実際には自分たちの勝手な都合で、世界にある万物を腑分け」する欧米人のキリスト教理解を背景に持ち、日常的な言葉使いにも影響を及ぼしている（179～181 頁）。そこで、人間が神の似姿であり、それ以外の被造物は人間の手段となるという聖書の創世記の記述を基礎に持つキリスト教的人間中心主義の考えを批判する。「本当に聖書はこんな露骨で単純な話をしているのか」と疑問を提起し、肉食を否定し、菜食を推奨するような聖書の記述に注目する（185 頁）。キリスト教の歴史をたどれば環境に配慮するような考えも見られたが、主流派になることはなかった。マルクスとエンゲルスのイデオロギー批判の論法を用いて、環境を破壊するような生活様式に「親和的なキリスト教解釈が採用された」と推測する（193 頁）。

環境破壊的な生活様式を支える人間中心主義を批判するために、人間中心主義と人間主義の峻別を説く。人間主義とは、「人間にとって人間こそが目的であるとか、人間は人間的であるべきだという考えで、人間性を一般的に重視し、この価値を高めていこうという思想」を指す（195 頁）。文明を発達させた人間は比類なき技術力を持ちこの地球上では中心にあるけれども、「自分は決してこの地上世界の中心ではないのだという価値判断を行ない、謙虚な態度で中心的アクターとしての役割を果たすべき」であり、「動物への配慮もまた、こうした規範の主要内容の一つ」だと主張する（199 頁）。

〈第5章 環境倫理学の展開〉

本章では、動物倫理学に対して寄せられる環境倫理学からの問題提起を検討する。動物倫理学と環境倫理学は、人間中心主義を克服するという考えは共通するものの、着目

するのが個体 (individuals) か全体かという点が異なる。環境倫理学のパイオニアの一人であるキャリコットは、個体の権利の保護を説く動物権利論と対比させながら、全体論としての環境倫理学の理論を提唱した。全体論が人間中心主義を「相対化し」、「環境世界に内在する要素としての人間を打ちだした」点を田上は肯定的に評価する (208 頁)。その一方で、樹木に原告適格を認めようとしてストーンが提唱した、「動物のみならず自然それ自体が権利を持っているという」自然の権利の考えを検討しながら、全体論の短所をあげる (209 頁)。自然の権利で議論されるのは、道徳的な権利ではなく法的な権利である。「権利はそれを尊重されることによって尊重された存在が確かに受益されることを実感できるような場合にのみ帰属する性質」であり、「本来の意味での権利は道徳的な権利であって、権利それ自体としての権利である」 (210 頁)。自然保護から利益を得るのは、無機物ではなく、そのなかで生きる「感覚的存在」である動物であるために「キャリコットが道徳的価値を個体に内在するという伝統的思考それ自体を批判したのは勇み足だった」と指摘する (210～212 頁)。

全体論を批判するのであれば対案を出さなければならないとして、全体論的な考えからは支持される、野生動物の殺害を伴う個体調整を検討する。動物権利論は原則的には動物を殺すことを批判する。そもそも、野生動物を間引きしなければならないのは人間による介入によって生態系のバランスが崩れたことが原因となることが多いため、まずは原状復帰をするべきである。だが、動物の個体の権利を尊重することを理由に殺害を避けると動物が大量死することが予見できるような場合、義務論に基づいても動物の権利を侵害せざるを得ないことも考えられる。このような場合には、「義務論の原則を幾分柔軟化して、帰結主義的な思考を加味する必要」がある (214 頁)。

ついで、「経済発展を放棄し、自然への介入を極力減らし、人口の大幅な減少を求め」、「文明そのものの否定か、これまでの文明と全く異なる新たな文明を求める」ディープ・エコロジーについても検討する (216 頁)。暴力的な運動には反対するが、「大胆な環境問題への献身を要請」するディープ・エコロジーには学ぶこともあるという (218 頁)。だが、人口の大規模な減少や「文明以前への自然回帰」を求めるディープ・エコロジー

は、「現実の人間社会の実情から乖離した空論」だと批判する（223 頁）。

〈第 6 章 マルクスの動物と環境観〉

本章は、マルクス理論における動物と環境のあり方を現代的に再構成することを試みる。というのも、動物の権利を守る制度的な基盤が動物売買の禁止にあるからである。人間を商品として扱うことになる資本主義を批判したマルクス理論を再構成して、田上は動物までをも射程に入れる。そもそも、マルクスは唯物論的な自然観を持ち、「人間は自然という大きな身体の中に組み込まれた小さな自然であり、その意味では自然は人間にとって母体に等しい根源的な存在」だと考えていた（228～229 頁）。このようなマルクスの考えからは、「人間は絶えず自然に働きかけてこれを加工し続けることなしには、自らの生を持続させることのできない存在」であり、人間が「自然破壊者としての」本性を持つということが導かれる（230～231 頁）。田上は、このような人間の理解が「ディープ・エコロジー及び文明否定を志向する全体論的な環境思想に欠けていた」と指摘する（231 頁）。

マルクスは、その労働過程論において、「あえて時代背景を無視した抽象をモデル化」し、生産活動とは「（人間的）自然が（外的）自然に働きかけてこれを我が物とする」ことだと考えた（231～232 頁）。このような生産は、利潤追求を第一とする資本主義の下では環境を破壊するようになった。そのために、資本主義とは異なる生産方式を採用しなければならないけれども、資本主義を打倒することが困難であることも認識しなければならない。そこで、個人的な実践と並行して社会変革を主張する重要性を説く。資本主義の次にくる社会では、「人間社会の基本原理が根本的に変化」し、「ヒエラルキー的な垂直的人間関係が、アソシエーティヴな水平的人間関係に転化」することがマルクス理論から導出できる（239～240 頁）。マルクスは明言していないものの、こうした社会では、「生産力はもはや諸個人にとって自立したものではなくなり、アソシエートした諸個人によって完全にコントロールされ」、「生産力を定常的なままに保ち、持続可能な産業のあり方を実現でき」るはずである（241 頁）。もちろん、時代的な制約もあ

り、マルクスは人間中心主義的な見解を持っていた。そこで、「根強くはびこる人間の特殊視」からマルクスの思考を「救いだして、動物解放のための有力な理論的武器へと転じることが求められている」と述べて、田上は本章を締めくくる（245 頁）。

第2節、本書の特徴

本書は動物倫理について考える際の第一歩となる重要な書籍である。本書の長所は、①規範倫理学の重要な立場（功利主義、義務論、徳倫理学）を整理したうえで、動物倫理学の中心テーマを動物に権利を認めることと設定し、動物に関する問題について著者の意見を述べていること、②コンパクトかつわかりやすい語り口で幅広く論点をカバーしていること、である。田上は、読者の思考の枠組みを広げ、価値観を揺さぶることを試みる。これについて、図1にまとめた。

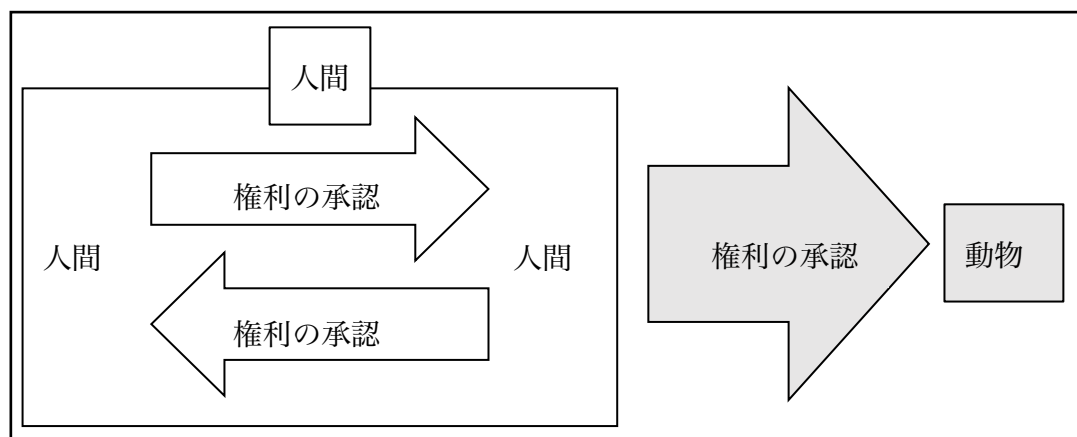


図1 本書の試み

これまでは人間の権利にのみ議論が集中していたが（左側の白色のボックス）、田上は動物にも権利を認めてそれらが侵害されないようにする、ということで議論の射程を拡大することを試みる（右側の灰色の矢印とボックス）。

田上が説くような動物に権利を認めることを目指す動物倫理よりも広い、動物に関する倫理という意味の動物倫理に関する書籍が近年相次いで出版されている。そのなかで

の本書の位置づけについても、確認しておこう。2000 年代から 2010 年代初めの動物を扱う倫理学の代表的な文献は、伊勢田『動物からの倫理学入門』や一ノ瀬『死の所有』であった。直近の 2, 3 年に出版された倫理学の一般的な教科書では、動物倫理に一定の紙幅を割くことも増えてきた。例えば、出版年順にあげると、児玉『実践・倫理学』（149～171 頁）や、稲葉『社会倫理学講義』（198～208 頁）がある。法哲学者の森村は、倫理学の領域において初学者にも薦められるような「信頼がおける教科書」となる「良書」として、伊勢田と稲葉の著作を高く評価する（『自由と正義と幸福と』、v 頁）。動物倫理を主題とする翻訳書も増えていて、例えば、ローリン『動物倫理の新しい基礎』、レステル『肉食の哲学』がある。2021 年に入ってから、動物倫理について積極的に論考を発表していた 2 人の研究者によって、相次いで重要な書籍が発表された。それらが、本書と浅野『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』である。森村は、浅野、田上、稲葉の著作を「動物の権利を主題として、あるいはその一部として取り扱うすぐれた本」として紹介する（『自由と正義と幸福と』、236～238 頁）。

浅野と田上はともに読者の説得を試みるが、叙述のスタイルは異なる。浅野は、「私は、自分が真実だと思う考えを書きます。他の考えは、私が否定する考えとして、あるいは私の考えとは違う考えとして必要な限りにおいて紹介します」と述べる（『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』、iii 頁）。一方で、田上は、動物倫理学の展開を振り返り、先行研究の検討を通して自らの立ち位置を明確にしながら、読者の説得を試みる。

第 3 節、検討

新書という限られた紙幅の中で多数の重要な指摘を平明な文体でしている本書だが、気になる点がないわけではない。田上が「読者がたとえ私の主張に同意してくれなくても、単なる感情的な反発に留まることなく、理論的な批判でもって応えてくれることを願ってやまない」と述べていることから疑問を提起することも許されよう（7 頁）。なお、倫理学一般、キリスト教、マルクスなどのテーマ²に関しては私に検討する力がない

² これらのテーマに関する指摘として、倫理学者の伊勢田がブログに掲載した読書ノートを参

ために検討対象から外し、私が専門としている法学の観点から、特に気になった点について検討するにとどめることをご容赦いただきたい。

〈ニュージーランド法の理解〉

大型類人猿に法的権利を認めたとされるニュージーランドの法律に関する記述の内容への疑問がある。田上は、「世界では大型類人猿に人間と同様の絶対的権利を与えようという動きは大きく広がっていて、実際一部では法制化がプログラムされている」と述べる（153 頁）。その具体例として、田上は注記で以下のように補足する（252～253 頁）。

大型類人猿への権利付与の実際としては、1999 年のニュージーランドによるものが有名である。これは大型類人猿が当の類人猿の福利向上に資さない限りは実験などによって利用されない権利があると定めたものである。ただしこれはあくまで人間の温情による制限された権利付与であって、人権同様の固有の価値としての権利を認めたものではない。そのような本来の動物権利の法制化は、まだなされていない。しかしそのような動きがあることは、世界各地から報告されている。

田上が指しているニュージーランドの法律は 1999 年動物福祉法（Animal Welfare Act 1999）であり、具体的には動物実験に関して定める第 80 条と第 85 条について述べていると推測される。田上はいくつかの譲歩をしているものの、これから述べるように法学的に厳密な評価をすると、同法は動物への権利付与をした法制度の具体例にはならないのではないと思われる。

まず、条文上は「動物に権利を認める」というような文言は用いられていない。そして、条文の文言を細かく見ると、第 80 条 1 項 c 号は、「人間以外のヒト科の動物」（non-human hominid）を用いる実験が認められる条件として、(i)実験に用いられる人間以

照されたい（『はじめての動物倫理学』読書ノート）。

外のヒト科の動物（以下、当該動物）の「最善の利益」(the best interest) に資すること、または、(ii)当該動物の属する種にとって利益 (the interest) があり、その便益 (the benefit) を当該動物の被るであろう害が上回らないこと、と定める。また、第 85 条は、第 80 条 1 項 c 号と同様の規定を含む、人間以外のヒト科の動物を実験に用いる際の特別の申請手続を定める。条文上は第 80 条 1 項 c 号(ii)と第 85 条の要件を充たせば、同法が定める他の様々な要件に該当する必要があるものの、人間以外のヒト科の動物を用いる実験が可能となる。

確かに、1999 年の法改正の過程において、動物権利論を唱える団体が動物に権利を認めるように意見を表明し、その意見に関して議論がなされたことは以下で検討する資料でも記されているが、動物に権利を認めようとする意見は法改正で退けられた。法案審議に用いられた資料にも、本法案は動物福祉のアプローチをとるものであって大型類人猿に権利を認めた法案ではないこと、法案審議がなされていたときにはニュージーランド国内には動物実験に用いられている大型類人猿が 1 頭もいなかったことが明記されている (Primary Production Committee, *Report on the Animal Welfare Bill (No.2)*, 17 May 1999, pp. xx-xxi) ³。そして、国会の議事録を確認しても、この法律は動物福祉について定めたのであり、動物に権利を認めたわけではないことを、議員や大臣が明言している ((16 June 1999) 578 NZPD pp. 17431-17451; (5 October 1999) 580 NZPD pp. 19743-19747)。また、私が見た限りではあるものの、本書評執筆時点でのニュージーランド政府の資料でも同法が大型類人猿に権利を付与したという説明はされていない⁴。

法律家の見解も確認したい。ニュージーランドで法曹（ソリシター）の資格を持つブルスナハンは、2000 年に発表した論文にて、1999 年動物福祉法の目的は動物福祉の

³ 本資料はインターネット上では公開されていないため、ニュージーランド議会の担当窓口に資料請求をした (New Zealand Parliament, “Contact Us”)。

⁴ ニュージーランド政府のホームページ (Ministry for Primary Industries, “Animal Welfare Legislation”) や政府が公開している動物福祉に関する文書 (Ministry for Primary Industries, *Animal Welfare Matters: New Zealand Animal Welfare Strategy*) を参照した。

確保と動物の虐待防止であって、「国際的に動物の権利を推進する営みにおいては本法を過度に賛美しないように慎重になるべき」(should be careful not to over-glorify the Act in an effort to further rights for animals internationally) だと説く (“New Zealand’s Animal Welfare Act”, p. 186)。アメリカの動物法学者は世界の動物法を概観した書籍において、同法は動物に権利を認めていない、という評価を下している (Wagman and Liebman, *A Worldview of Animal Law*, pp. 20-22, 189-190)。

〈権利侵害への対応〉

本書は人間が動物に権利を認め尊重することを説いたが、動物同士の「権利侵害」や動物による人間の「権利侵害」について十分には触れていない。田上は、「動物にも権利があると認めることは、動物をもっぱら手段としてのみ見なして人間の都合のよいように扱ってはならないということである。このことが深刻な利害対立を人間と動物の間に引き起こすことは、もはやない」とする (91 頁)。しかし、権利主体であり人格が認められた人間同士の間でも、「深刻な利害対立」は存在する。これは、日々何かしらの裁判が提起されていることから、明らかであろう。法学は、人間同士の「深刻な利害対立」に由来する問題の解決を考える学問である。田上の言葉に従うと、権利には道徳的権利と法的権利があるけれども、例えば人間や動物が殺されたとすると、その人や動物の権利が侵害された、ということについては道徳的権利、法的権利のどちらであって変わりないだろう。動物から人間、そして、動物同士の権利侵害についてまとめたのが、次頁の図 2 である。

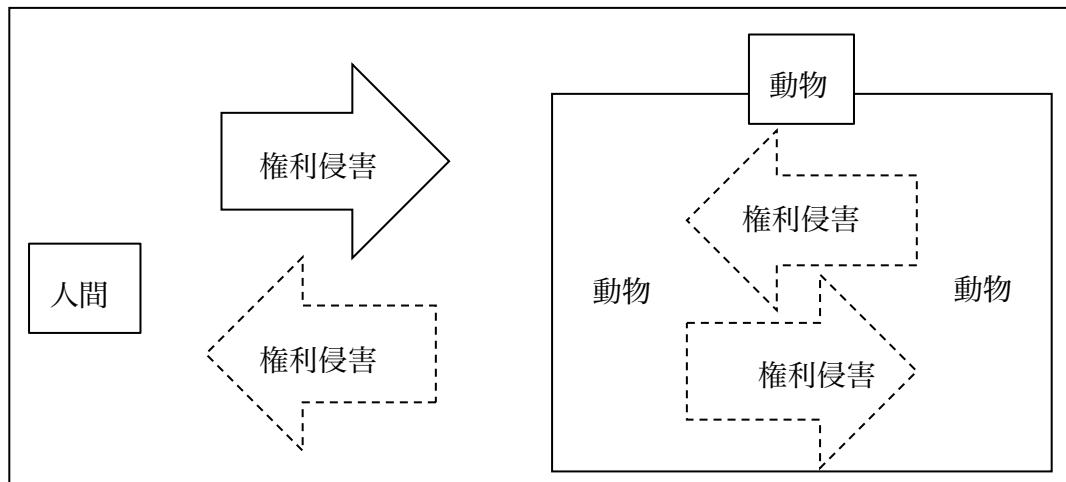


図 2 権利侵害の整理

田上は人間による動物の権利侵害（実線で囲った矢印）を検討するが、動物同士の権利侵害と動物による人間の権利侵害（破線で囲った矢印）に紙幅を割かない。「動物が一方的に人間に働きかけられる単なる客体に過ぎないのではなくて、自らの意志で行為できる主体でもあるという見方」から、「人間中心主義的偏見」の「打破」を田上は唱える（202 頁）。そうであれば、新書である本書に多くを求めるのは酷ではあるけれども、動物同士の権利侵害、動物による人間の権利侵害に関する田上の見解が知りたい⁵。

第 1 に、動物に権利が認められるとすれば、ある動物が他の動物の権利を侵害することを、どのように考えればよいのだろうか。人間以上に、動物は他の動物を「生きた道具」として認識している可能性はないのだろうか。肉食動物が草食動物を殺して食べることは、生命維持のために仕方がないことであつたとしても、草食動物の権利が道徳的にも、法的にも侵害されていることに変わりはないのではないか。権利を侵害した動物の責任を問うことと、権利を侵害された動物の権利保障を区別して議論をする必要があるが、どちらも難問となるであろう。なお、捕食以外の目的で動物が他の動物を殺したり傷つけたりすることが、フィールドワークによって確認されている（島田「人間の狩

⁵ 本節をまとめるにあたり、裁判官のポズナーが動物権利論者のワイズに寄せた批判を参考にした（「動物の権利」、特に 76～77 頁）。

狼とチンパンジーの『狩狼』)。このような事例は、田上の説く動物倫理学では、どのように位置づけられるのであろうか。

第2に、動物に権利を認めた後に人間と動物の間で「深刻な利害対立」が発生しないという田上の想定には疑問が残る。例えば、人間の生活領域に、ハトやネズミなどの野生動物が入ってくることを防止することは困難であろう。この問題はドナルドソンとキムリックが「家畜動物ではないが、人間との生活に適応してきた多様な種」を、「野生動物ではなく家畜動物でもない、中間的な地位」である「境界動物 (liminal animal)」と設定して詳細に検討した問題である (『人と動物の政治共同体』、296～355 頁)。

第3に、動物による人間の権利侵害はあまり議論されないことにも、疑問を覚える。「人類総体の動物への関係」を問うのであれば (247 頁)、動物が人間の権利を侵害することも検討すべきだろう。たとえ動物に責任を負わせなかったとしても、動物が侵害した人間の道徳的・法的権利をいかに保障・救済するのか、についての構想を知りたい。本書がとりあげる、自然の当事者適格 (standing) を説いたストーンも、自然が権利を持つようになるのであれば責任を負うことにもなるとして、自然災害の際には自然のために設立される信託基金から被害者に対して損害賠償金を拠出することを検討している (「樹木の当事者適格」74～75 頁)。動物にも人格を認め人間と同じ地位に引き上げるのであれば、動物が人間の権利を侵害した場合の対策も議論する必要がある。

雑駁なものとなり恐縮であるが、特に気になった点を述べた。このような疑問を述べるのが田上の狙いに沿うものであれば、幸いである。本書を読むことは、田上の指摘に向き合うと同時に、自らの思考の枠組みそれ自体を再考することに他ならない。論争的な内容を持つ本書が平明な日本語で書かれた意義は大きい。

参考文献

日本語文献

浅野幸治、『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』、ナカニシヤ出版、2021 年。

伊勢田哲治、『動物からの倫理学入門』、名古屋大学出版会、2008 年。

——、『『はじめての動物倫理学』読書ノート』 (<http://blog.livedoor.jp/iseda503/ar>)

chives/1925300.html) (2021 年 9 月 6 日公開) (2021 年 9 月 15 日最終閲覧)

一ノ瀬正樹、『死の所有——死刑・殺人・動物利用に向きあう哲学』〔増補新装版〕、東京大学出版会、2019 年（初版、2011 年）。

稲葉振一郎、『社会倫理学講義』、有斐閣、2021 年。

児玉聡、『実践・倫理学——現代の問題を考えるために』、勁草書房、2020 年。

島田将喜、「人間の狩猟とチンパンジーの『狩猟』——食う者と食われる者の間のインタラクション」、木村大治編『動物と出会う I: 出会いの相互行為』、ナカニシヤ出版、2015 年、57～77 頁。

ストーン、クリストファー（岡嵯修／山田敏雄訳、畠山武道解説）、「樹木の当事者適格——自然物の法的権利について」、『現代思想』1990 年 10-11 月号、58～98 頁。

ドナルドソン、スー／ウィル・キムリッカ（青木人志／成廣孝監訳）、『人と動物の政治共同体——「動物の権利」の政治理論』、尚学社、2016 年。

ポズナー、リチャード A.（山本龍彦訳）、「動物の権利——法的、哲学的、そしてプラグマティックな観点」キャス・R・サンスティン／マーサ・C・ヌスバウム編著（安部啓介／山本龍彦／大林啓吾監訳）『動物の権利』、尚学社、2013 年、67～103 頁。

森村進、『自由と正義と幸福と』、信山社、2021 年。

レステル、ドミニク（大辻都訳）、『肉食の哲学』、左右社、2020 年。

ローリン、バーナード（高橋優子訳）、『動物倫理の新しい基礎』、白揚社、2019 年。

※日本語訳がある外国語文献は、日本語訳のみを掲載する。

英語文献

Brosnahan, Paula. “New Zealand’s Animal Welfare Act: What is its Value Regarding Non-Human Hominids?” *Animal Law* 6 (2000), pp. 185-92.

Wagman, Bruce A., and Matthew Liebman. *A Worldview of Animal Law*. Carolina Academic Press, 2011.

ニュージーランド国会議事録

(16 June 1999) 578 NZPD 17431-17451.

(5 October 1999) 580 NZPD 19743-19747.

ニュージーランド政府文書

Primary Production Committee. *Report on the Animal Welfare Bill (No.2)*, 17 May

1999. 1999.

Ministry for Primary Industries. *Animal Welfare Matters: New Zealand Animal Welfare Strategy*. 2013.

ニュージーランド政府ウェブサイト (2021 年 9 月 15 日最終閲覧)

Ministry for Primary Industries. “Animal Welfare Legislation.” (<https://www.mpi.govt.nz/legal/legislation-standards-and-reviews/animal-welfare-legislation/>)

New Zealand Parliament. “Contact Us.” (<https://www.parliament.nz/en/footer/contact-us/>)